

ライフステージに応じたサービスや制度



子どもたちが利用している福祉サービスや制度、卒業後に受けられるサービスや制度を中心にライフステージでまとめてみました。

就学時・高等部卒業時・成人のタイミングで利用できるサービスや制度が変わる部分があります。

サービスや制度を知るきっかけになると幸いです。



ライフステージに応じたサービスや制度

記載したサービスや制度以外にも、
税の免税、各種割引制度など、利用
できるサービスや制度があります。

障害児入所支援

- 福祉型障害児入所施設
- 医療型障害児入所施設

障害児通所支援

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 保育所等訪問支援
- 居宅型児童発達支援
- 放課後等デイサービス(※1)

訪問系サービス

- 居宅介護(ホームヘルプ)
- 重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

- 短期入所(ショートステイ)(※2)

日中活動系サービス

- 生活介護
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)
- 就労移行支援
- 就労継続支援(A型・B型)
- 就労定着支援
- 療養介護

居住系サービス

- 自立生活支援
- 生活支援(グループホーム)
- 施設入所支援

相談支援

- 障害児相談支援(※3)

- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援

地域生活支援

- 日常生活用具の給付・貸与
- 補装具の購入・借受け・修理費の給付
- 日中一時支援(※4)

成年後見制度(※5)

- 成年後見制度利用支援(※6)

各種手当

- 特別児童扶養手当
- 障害児福祉手当
- 在宅障害児福祉手当

- 特別障害者手当

- 年金 ○障害基礎年金(※7)

医療費の助成

- 自立支援医療 ○育成医療
- 医療福祉制度(マル福・重度心身障害者等医療費助成制度)

- 更生医療

0歳

3歳

6歳

12歳

15歳

18歳

20歳

在学中に利用できるサービス

※1 障害児通所支援 放課後等デイサービス

就学している児童生徒が対象で、授業の終了後や学校の休業日に生活能力向上のための訓練を行う事業所へ通い、必要な支援が受けられます。

※2 日中活動系サービス 短期入所（ショートステイ）

保護者が病気の場合に一時的に介護が困難になった時や休養する時、また、本人が生活訓練を受ける場合に、施設などで入浴・排せつ・食事の介護などの援助を受けられます。

※3 相談支援 障害児相談支援

障害児通所支援を適切に利用できるように、市町村から指定を受けた指定相談支援事業者が利用する前にサービス等利用計画を作成し、利用開始後は一定期間ごとにモニタリング等の支援を受けられます。また、セルフプランで保護者が作成する場合と選ぶことができます。

※4 地域生活支援 日中一時支援

市町村の判断で行う事業で、介護者の方が一時的に外出・休養をするために、障害者（児）を日中の一時的に施設に預けることができます。

サービスを利用するには、市役所・町村役場が発行する「受給者証」が必要になります。相談窓口にご相談し、申請書等の関係書類を提出します。面接・審査を経て、「受給者証」が発行されます。詳しくは、お住いの市町村障害福祉担当までご相談・お問い合わせください。

卒業後に利用できる制度

※5 成年後見制度

成年後見制度は、判断能力が十分でない方々について、周囲の方が制度を用いて後見人となり、その方の財産を不当な契約などから保護し、支援する制度です。法定後見制度（すでに判断能力が十分でない場合）と任意後見制度（将来、判断能力が十分ではなくなった時に備える場合）の2つがあります。

法務省のホームページやリーフレット等を参考にしてください。

※6 成年後見制度利用支援

成年後見人制度の申し立てに要する経費及び後見人の報酬等、成年後見制度の利用に要する費用を市町村が助成する制度があります。

支給要件や助成対象範囲は市町村により異なるため、詳しくは市町村にお問い合わせください。

※7 障害基礎年金

20歳前（年金制度に加入していない期間）に初診日（初めて医師または歯科医師の診療を受けた日）がある病気やケガがもとで一定以上の障害が残ったとき、先天性の病気などにより20歳前から障害があるとき、法令で定める障害の状態に該当する場合には障害基礎年金を受けることができます。

障害の程度が該当していると思われる場合は、20歳を過ぎてからお住いの市役所または町村役場の国民年金の窓口、お近くの年金事務所でご相談ください。日本年金機構や水戸北年金事務所、水戸南年金事務所、日立年金事務所のホームページを参考にしてください。

それぞれのサービスや制度については、茨城県障害者福祉のしおりや各市町村ホームページの福祉のページ（障害福祉のしおり等）を参考にしてください。